

防災情報ネットワーク事業実施要綱

制定 平成21年3月31日付け20農振第2187号

農林水産事務次官依命通知

最終改正 令和4年12月2日付け4農振第2154号

各 地 方 農 政 局 長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長 } 殿

農林水産事務次官

第1 趣旨

国営土地改良事業により造成された土地改良施設（以下「国営造成土地改良施設」という。）や決壊した場合の浸水区域に住宅や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある農業用ため池（以下「防災重点農業用ため池」という。）の観測情報を防災情報共有プラットフォームに提供すること等により、国の防災情報の充実を図ることが必要となっている。

また、国営造成土地改良施設及び防災重点農業用ため池（以下「国営造成土地改良施設等」という。）の被災や地域の被害を防止・軽減するため、国営造成土地改良施設等の的確な操作運用、市町村における迅速な初動態勢の整備等を行うことが一層重要となっている。

このため、国営造成土地改良施設等に関して、防災情報ネットワーク設備の整備及び保守運用を行う。また、非常時対策として必要な災害応急用ポンプ等の整備等を行うものとする。

第2 事業内容

防災情報ネットワーク事業（以下「本事業」という。）は、国営造成土地改良施設等の観測情報、気象情報等の防災情報の迅速な収集、伝達、蓄積及び分析整理を行うために必要な防災情報ネットワーク設備（機器、プログラム等）の整備及び保守運用を行うものである。

また、非常時対策として、国が策定した非常時対応のための行動計画に基づく災害応急用ポンプ等の整備等を行うものである。

第3 事業実施主体

本事業は、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）及び地方農政局長等（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては地方農政局長をいう。以下同じ。）が実施するものとする。

第4 事業対象

防災情報ネットワーク設備は、国営造成土地改良施設等を対象とする。

また、非常時対策は、国が策定した非常時対応のための行動計画に基づく災害応急用ポンプ等を対象とする。

第5 事業に係る経費

本事業に要する費用は、全額国庫負担とする。

第6 事業実施状況の報告

地方農政局長等は、本事業の実施状況を、農村振興局長が別に定めるところにより、農村振興局長に報告するものとする。

第7 委任

本事業の実施は、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによるものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和4年12月2日から施行する。
- 2 この通知による改正前の防災情報ネットワーク事業実施要綱に基づき実施する事業については、なお従前の例による。